

特定非営利活動法人多世代ホーム協会 設立趣旨書

1 趣旨

我が国は、世界に類を見ない速度で少子高齢化が進行しており、人口減少、家族の小規模化及び地域コミュニティの希薄化が進む中で、人と人とのつながりを基盤とする地域の支え合いの機能が弱まりつつあります。その結果、独居高齢者の増加、老老介護、介護離職、孤独死、認知症高齢者の増加に加え、子育て世帯の孤立、若者や留学生の居場所不足、生活困窮、空き家の増加など、複数の社会課題が相互に関連しながら深刻化しています。

特に、高齢者単身世帯は約八百万世帯に達し、今後も増加が見込まれています。地域や家族とのつながりを失った高齢者が、日常生活の中で孤独や不安を抱え、生きがいや役割を見出しにくい状況は、個人の問題にとどまらず、地域社会全体で受け止めるべき重要な課題となっています。

また、子育て世帯、ひとり親家庭、若者、留学生、引きこもり状態にある方及び生活困窮者等においても、経済的困難だけでなく、相談相手の不在、地域社会との接点の不足、安心して過ごすことのできる居場所の不足などにより、社会的孤立のリスクが高まっています。これらの課題は世代や属性ごとに存在するものではなく、人と人とのつながりの希薄化という共通の背景のもとで生じているものといえます。

一方、全国では空き家が増加し続け、総務省の住宅・土地統計調査においても空き家数は過去最多となっています。空き家の増加は、防災、防犯、景観及び生活環境の悪化などの問題を生じさせる一方で、適切に活用することにより、地域住民が集い、交流し、学び合い、支え合うための拠点となる可能性を有しています。空き家は、地域課題の原因であると同時に、その解決に活用し得る重要な地域資源でもあります。

さらに、認知症高齢者の増加に伴い、認知症になっても本人の尊厳が守られ、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることのできる地域づくりが強く求められています。高齢者、障害者、子ども、若者、生活困窮者等を制度ごとに分けて支援する従来型の仕組みだけでは、複雑化・複合化する地域課題への対応が困難になりつつあります。

このような状況の中で、国においても孤独・孤立対策推進法、空家等対策の推進に関する特別措置法及び認知症施策推進基本法の制定等を通じて、孤独・孤立対策、地域共生社会の実現、空き家の利活用及び認知症共生社会の形成を推進しています。また、地域包括ケアシステムの深化や包括的な支援体制の構築など、分野横断的な支援の必要性が強く求められています。

こうした社会的要請を踏まえ、行政のみならず、市民、企業、地域団体、専門家、ボランティア及びNPO等が連携し、人と人とのつながりを再構築しながら、孤独・孤立の防止、空き家の利活用、多世代共生及び地域共生社会の実現に取り組む民間の公益的活動が強く求められています。

現在、地域社会において最も深刻な問題は、支援を必要とする人々が増加しているにも

かわらず、その人々を地域の中で受け止め、つなぎ、支え合う仕組みが十分に機能していないことです。その結果、高齢者の孤独・孤立、子育て世帯の孤立、若者や留学生の居場所不足、生活困窮者の社会的孤立などが深刻化し、地域社会とのつながりを失ったまま生活せざるを得ない人々が増えています。

その背景には、地域住民同士のつながりの希薄化や家族形態の変化に加え、複雑化・多様化する生活課題に対して、既存の支援制度だけでは十分に対応しきれなくなっている現状があります。高齢者福祉、障害福祉、子育て支援、生活困窮者支援、住宅政策、空き家対策、地域振興及び孤独・孤立対策は、それぞれ重要な政策分野ですが、現実の生活課題はこれらを明確に分けることができません。

例えば、高齢者の住まいの問題は、単なる住宅確保にとどまらず、見守り、介護予防、医療・福祉との連携、地域交流及び生きがいづくりと密接に関係しています。また、若者や留学生の居場所不足は、生活支援、学習支援、就労支援、多文化共生及び地域参加の課題とも重なっています。このように、多くの課題は相互に関連し合いながら複合的に存在しているため、行政サービスのみで個別に対応することには限界があります。

さらに、地域において増加する空き家についても、単に管理や除却の対象として捉えるだけでは、地域が抱える課題の解決にはつながりません。本来、空き家は地域の交流拠点、見守り拠点、生活支援拠点又は多世代共生の拠点として活用できる可能性を有する重要な地域資源です。しかし、その活用は十分に進んでおらず、地域課題の解決に結び付いていないのが現状です。

このような状況の下では、制度や分野の枠を超え、行政、社会福祉協議会、医療機関、福祉事業者、教育機関、自治会、地域団体、企業、NPO 及びボランティア等が連携しながら、制度の狭間に置かれた人々を地域全体で支える仕組みを構築することが求められています。住まいと居場所、生活支援と地域参加、見守りと交流を一体的に結び付ける地域共生の仕組みをいかに形成していくかが、私たちが解決すべき重要な課題です。

私たちが目指すのは、高齢者、子ども、若者、子育て世帯、障害者、外国人、生活困窮者など、あらゆる人が地域の中で役割と居場所を持ち、世代や立場の違いを超えて支え合いながら安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現です。

人は誰でも、加齢、疾病、障害、失業、介護、家族関係の変化その他様々な事情により、支援を必要とする立場になる可能性があります。しかし、支援を必要とする状態になったとしても、人とのつながりや社会との関わりを失うことなく、住み慣れた地域で尊厳と希望を持って暮らし続けることができる社会こそ、本来あるべき社会であると考えます。

そのためには、人を単に「支援する側」と「支援される側」に分けるのではなく、それぞれが地域社会の一員として役割を担い、相互に支え合う関係を築くことが重要です。高齢者は人生経験や知識を地域に還元し、若者や子どもたちに知恵や経験を伝える存在となり、若者や留学生、子育て世帯等は地域活動への参加や交流を通じて新たな活力を生み出す存在となります。このような相互の学び、見守り及び助け合いが循環する社会こそ、私

たちが目指す地域共生社会の姿です。

私たちは、多世代ホームを単なる住居ではなく、人と人とのつながりを育み、共に暮らし、共に学び、共に支え合うための地域共生拠点として位置付けます。そこでは、高齢者の孤独・孤立の防止、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境づくり、若者や子育て世帯への生活支援、介護予防、健康増進、多世代交流、見守り活動、空き家の有効活用及び地域コミュニティの再生が一体的に実現されます。

また、本法人の活動は、孤独・孤立対策、地域共生社会の実現、認知症共生社会の形成、空き家の利活用及び包括的な支援体制の構築など、国及び地方公共団体が推進する重要な社会政策とも軌を一にするものです。地域住民、行政機関、社会福祉協議会、医療機関、福祉事業者、教育機関、企業及び各種団体が連携し、地域包括ケアシステムの補完、官民連携の推進、社会的包摂の実現及び地域住民主体の支え合いの仕組みづくりを進めることにより、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目指します。

将来的には、全国各地に多世代ホーム及び地域共生拠点が整備され、誰もが孤立することなく、人生の最終段階まで尊厳と誇りを持って暮らし続けることのできる社会の実現を目指します。私たちは、この取り組みを特定の地域、特定の入居者又は特定の会員の利益に限定するものではなく、不特定かつ多数の市民の福祉の向上に資する公益的な活動として全国に広げていきます。

私たちはこれまで、高齢者、若者、留学生、子育て世帯など、多様な世代や立場の人々が共に暮らし、支え合う多世代ホームの実践を通じて、人と人とのつながりを再構築し、地域共生の仕組みづくりに取り組んできました。

具体的には、介護事業及びシェアハウス運営等の経験を活かし、高齢者と若者が同じ地域の中で交流し、互いに見守り合い、支え合う住まいと居場所づくりを進めてきました。これまでに多世代ホーム5か所の運営に関与し、実人数75名に対する支援を行ってきました。その内訳は、高齢者28名、留学生と大学生や単身の若者13名、シングルマザーとそのお子様及び子育て21世帯56名であり、延べ利用者数97名、協力団体8団体、セミナー開催10回、見学者500名余の実績を有しています。

また、多世代ホームの運営に加え、地域住民との交流事業、勉強会及びセミナーの開催、空き家活用に関する調査研究並びに普及啓発活動を継続的に実施し、多世代が自然に交流し支え合う地域づくりに取り組んできました。

これらの活動を通じて、高齢者の生きがいの向上、若者や留学生の生活安定、子育て世帯の孤立防止、地域住民相互の交流促進、空き家の有効活用など、多面的な成果が確認されました。さらに、地域住民、自治体職員、社会福祉協議会、医療機関、教育機関及び福祉事業者等との連携や意見交換を重ねる中で、多世代ホームは、孤独・孤立対策、地域共生社会の実現、認知症共生社会の形成、地域包括ケアシステムの補完及び空き家の利活用 に資する有効な地域共生モデルであることを確認してきました。

これらの実践を通じて私たちが得た最も大きな成果は、人と人とのつながりが地域の課題を解決する重要な基盤となること、そして多世代ホームが単なる住居提供にとどまら

ず、地域の中に新たな支え合いと交流を生み出す公益的な拠点として機能することを実証できたことです。

私たちは、この実践を一過性の取り組みに終わらせることなく、より多くの地域に展開し、社会全体の仕組みとして定着させていく必要があるとの認識に至りました。

本法人が目指す地域共生社会の実現は、行政のみならず、市民、企業、地域団体、専門家、ボランティア及び寄附者をはじめとする多様な主体の参画と協働によって支えられるべき公益的な取り組みです。孤独・孤立の防止、空き家の利活用、認知症共生社会の形成及び多世代共生の推進は、地域社会全体で取り組むべき重要な課題であり、その解決のためには、広範な市民参加と寄附による支援の輪を広げながら、持続可能な地域の支え合いの仕組みを構築していくことが不可欠です。

しかし、これらの課題は、任意団体や個人、あるいは限られた事業主体のみの努力によって解決できるものではありません。継続的かつ安定的な活動を推進し、地域社会からの信頼を得ながら全国的な展開を図るためには、公益性、継続性及び透明性を備えた法人組織のもとで活動を行う必要があります。

本法人は、多世代ホーム及び地域共生拠点の創設支援をはじめ、多世代ホーム及び地域共生拠点の評価及び認証、助成、地域共生社会を担う人材（コミュニティビルダー等）の育成、調査研究、普及啓発、相談支援、地域連携並びに政策提言等を総合的に推進し、地域住民の参加を促しながら、孤独・孤立対策、空き家活用、認知症共生社会の形成及び地域共生社会の実現に寄与することを目指しています。これらの活動を継続的かつ組織的に実施するためには、社会的責任を明確にし、高い信頼性を有する法人格を取得することが不可欠です。

また、本法人の活動は、特定の入居者又は会員の利益を目的とするものではなく、地域住民、家族、支援者、空き家所有者、自治体、福祉関係機関、教育研究機関、企業及びボランティア等を含む広範な市民の参加によって支えられる不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする公益的活動です。そのため、寄附金や助成金の受入れ、行政機関、社会福祉協議会、大学、医療機関、福祉事業者及び民間団体との協働を促進し、社会的信頼と透明性を確保しながら多世代ホームの普及活動を行い、多世代ホームの運営者に対し、企業、団体及び個人からの寄付その他の資源を活用した助成及び伴走支援を実施し、結果的に多世代ホームが地域連携の拠点になるよう発展させていく必要があります。

このため、本法人は営利を目的とする法人ではなく、特定非営利活動法人として設立することが最も適切であると考えます。

本法人は、広く市民、企業及び各種団体の参加と寄附によって支えられる市民公益活動として発展し、社会全体で支え合う地域共生社会の実現に寄与するとともに、寄附文化の醸成と公益活動の拡大を目指します。

さらに将来的には、認定特定非営利活動法人の認定を受けることにより、市民参加と寄附文化の醸成を促進するとともに、特に、多世代ホーム及び地域共生拠点の認証、助成、人材育成並びに全国的な連携及び支援ネットワークの形成を推進し、より多くの地域にお

いて持続可能な支え合いの仕組みを広げていくことを目指します。

私たちは、多世代ホーム及び地域共生拠点の普及を通じて、誰もが孤立することなく、地域の中で尊厳と役割を持ちながら安心して暮らし続けることのできる社会の実現に寄与するため、ここに特定非営利活動法人多世代ホーム協会を設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者は、家族の介護や地域福祉活動に携わる中で、高齢者の孤独・孤立、老老介護、介護離職、認知症高齢者の増加、高齢者住宅や介護施設の不足及び高額化、子育て世帯の孤立、若者や留学生の居場所不足など、地域社会が抱える複合的な課題を身近な問題として認識するに至りました。

また、全国的に空き家が増加する一方で、高齢者、若者、留学生、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいと地域とのつながりを十分に確保できていない現状を目の当たりにし、住まいの問題と孤独・孤立の問題が密接に結び付いていることを強く実感しました。

こうした課題に対し、設立代表者及び関係者は、多世代ホームの実践をはじめ、地域住民との交流事業、セミナーや勉強会の開催、空き家活用に関する調査研究及び普及啓発活動等に取り組んできました。その実践を通じて、多世代ホームは単なる住居提供の仕組みではなく、人と人とのつながりを回復し、孤独・孤立を防ぎ、多世代が相互に支え合う地域共生拠点として大きな可能性を有することを確認するに至りました。

さらに、地域住民、福祉関係者、教育関係者、行政関係者等との意見交換や協働を重ねる中で、この取り組みは特定の地域や関係者のみならず、多くの地域社会に共通する課題の解決に資する公益的な活動であり、全国的な広がりを持つ可能性を有することを確認しました。

しかしながら、これらの活動を継続的かつ発展的に推進し、広く社会に普及させていくためには、個人又は任意団体としての活動には限界があり、公益性、継続性及び透明性を備えた法人組織として活動基盤を整備することが必要であるとの認識に至りました。

そこで、本設立趣旨に賛同する者が集い、多世代ホームを核とした地域共生社会の実現を目指して、特定非営利活動法人多世代ホーム協会を設立することを決意し、本申請に至ったものです。

令和7年5月 任意団体「多世代ホーム勉強会」発足

令和7年10月 第1回多世代ホームに関する勉強会を開催

令和8年1月 多世代ホーム協会の実践活動を開始

令和8年3月 空き家活用及び地域共生に関する調査研究を実施

令和8年5月 特定非営利活動法人設立に向けた準備会を開催

令和8年6月 特定非営利活動法人多世代ホーム協会の設立を有志で確認

令和8年8月 特定非営利活動法人多世代ホーム協会設立総会を開催予定

令和 8 年 7 月 10 日

(特定非営利活動法人の名称) 特定非営利活動法人多世代ホーム協会
設立代表者 氏名 伊藤 敬子